

1 調査の概要

1 調査の目的及び沿革

国内すべての事業所及び企業を対象として、事業の種類や従業者数等、事業所及び企業の基本的事項を調査し、行政施策のための基礎資料並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的とした。

この調査は、統計法に基づく指定統計調査（指定統計第2号）として、昭和22年に第1回の調査が行われ、以後、翌年の23年から昭和56年までは3年ごとに、その後は5年ごとに実施している。

なお、平成8年調査の際、この中間年の調査は事業所・企業統計調査の簡易調査と位置づけられ、平成11年に初めて簡易調査が実施され、これを含めて、平成13年調査は第18回目に当たる。

2 調査期日

平成13年10月1日

3 調査の範囲

調査期日において、市内に所在するすべての事業所を対象とした。

ただし、次の事業所については対象外とした。

- (1) 日本標準産業分類の「大分類A - 農業」、「大分類B - 林業」及び「大分類C - 漁業」に属する個人経営の事業所（なお、個人経営の農・林・漁家でも、屋敷内に店舗、工場、作業所などを設けて、専従の従業者が他の事業を行っている場合は、当該事業を調査対象とした。）並びに「大分類L - サービス業」のうち、「中分類96 - 外国公務」及び「小分類741～742 - 家事サービス業」に属する事業所
- (2) 料金を支払って出入りする有料施設の中にある事業所（ただし、公園、遊園地内にある別経営の事業所は調査対象とした。）
- (3) 家事のかたわら、特に設備を持たないで賃仕事をしている個人の世帯
- (4) 休業中で従業者がいない事業所
- (5) 季節的に営業する事業所で、調査期日に専従の従業者がいない事業所

4 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を行っており1区画の場所を1事業所とした。

ただし、単一経営者が異なる場所で事業を行っている場合は、それぞれの場所ごとに、また、1区画の場所で異なる経営者が事業を行っている場合は、それぞれの経営者ごとに1事業所とした。

5 調査の種類

- (1) 甲調査 民営事業所を対象とした。
- (2) 乙調査 国、独立行政法人及び地方公共団体の事業所を対象とした。

6 調査事項

(1) 甲調査

ア 事業所に関する事項

名称，電話番号，所在地，経営組織，本所・支所の別，開設時期，従業者数，事業の種類・業態，形態

イ 会社企業に関する事項

本所（本社・本店）の名称，電話番号及び所在地，登記上の会社成立の年月，資本金額及び外国資本比率，親会社・子会社・関係会社・関連会社の有無及び親会社の名称・所在地，平成8年10月2日以降の会社の合併・分割等の状況，電子商取引の状況，支所（支社・支店）の数，会社全体の常用雇用者数，会社全体の主な事業の種類

(2) 乙調査

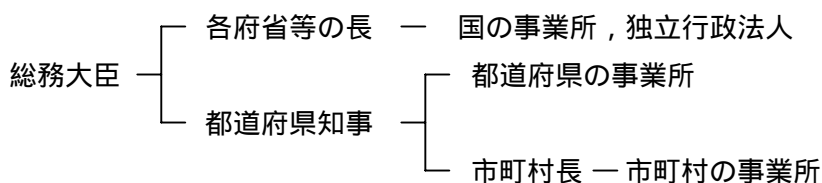
名称，電話番号，所在地，職員数，事業の種類

7 調査の系統

(1) 甲調査

総務大臣 — 都道府県知事 — 市町村長 — 指導員 — 調査員 — 民営事業所

(2) 乙調査



8 利用上の注意

(1) 本書に登載されている統計表のうち，表章の範囲を限定する場合は（民営事業所）等と注釈し，これらの記載のない場合については，総数（全数）の数値を使用した。

(2) 本書の記載数値のうち，実数について該当のないもの及び増加率について前回調査年の数値が0で計算できないものは「-」で，調査あるいは集計していないものは「...」，マイナスは「-」で表示した。小数点以下については，一部を除き，小数第2位で四捨五入した。

なお，増加率，構成比などの数値は四捨五入または切り捨てたものがあるため，総数と内訳の合計とは一致しない場合もある。

(3) 地区別集計について，平成4年4月に山手町が西地区から城北地区に移行したため，平成3年以前の数値は現在の地区に組み替えたものを掲載した。